

羽曳野市産後ケア事業の ご案内



産後ケア事業とは？

ご家族などから十分な支援が受けられず、体調や育児に不安のある方にご利用いただける事業で、デイサービス（日帰り）・ショートステイ（宿泊）により、助産師などから授乳指導、育児相談、赤ちゃんの健康状態の確認など産後の支援を受けられるサービスです。

ご利用できる方

- ・羽曳野市民で、生後1歳未満（施設によって利用できる月齢が異なります）の赤ちゃんとお母さん。
★在胎週数が37週未満で生まれた赤ちゃんはご相談ください。
- ・ご家族などから産後の支援が受けられない方
- ・体調不良や育児不安などがあり、支援が必要な方
- ・母子ともに医療行為が必要でない方

ケアの内容



- ・赤ちゃんの体調管理
- ・赤ちゃんのお風呂の入れ方
- ・お世話全般 など

- ・お母さんの体調管理
- ・おっぱいの相談
- ・育児相談 など



ご利用方法の紹介



利用申請

申請場所：市役所本館 1階6番窓口
申請時期：おおむね妊娠8か月以降
※出産後の申請も可能
持ち物：母子手帳と印鑑



利用申込

出産後、利用予定施設に直接お電話にてお申込みください。
施設と利用日をご相談のうえ、産後ケア事業をご利用ください。
※利用についてのお問い合わせは平日にお願いします。
※利用日の変更・キャンセルについては、利用施設にご確認ください。
キャンセル料が発生する場合があります。

利用決定・利用開始



利用決定通知書をお送りしますので、施設にて産後ケア事業をご利用ください。
利用時に施設へ利用料金をお支払いください。

※2回目以降のご利用の際は、利用施設に直接お申してください。ただし、課税状況に変更があった場合は、再度利用申請が必要ですので、こども家庭支援課にご連絡ください。

サービスの利用について

	デイサービス (日帰り)	ショートステイ (宿泊)
利用時間	午前 10 時から 午後 7 時	午前 10 時から 翌朝午前 10 時
食事	1日2食 (昼夕食付)	1泊3食 (昼夕朝食付)
利用料金	2,500円	5,000円

※多胎児の場合は1人につき料金が加算されます。

※課税状況により、別途利用料金の設定があります。

- ・デイサービス：午前10時～午後7時までを1日とします。
- ・ショートステイ：午前10時～翌朝午前10時までを1日とします。
- ・デイサービスとショートステイを合わせて7日間まで利用可能です。
- ・利用時間を短縮されても料金は変わりません。

利用可能な施設

施設名	住所	連絡先
大阪はびきの医療センター <small>(当院で出産された方でショートのみ)</small>	羽曳野市はびきの3-7-1	072 957-2121 (代)
富田林病院	富田林市向陽台1-3-36	0721 29-1121(代)
PL病院	富田林市新堂2204	0721 24-3100 (代)
阪南中央病院 <small>(ショートは当院で出産された方のみ)</small>	松原市南新町3-3-28	072 333-2100 (代)
大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	0725 56-1220 (代)
小川産婦人科	大阪市平野区平野本町 2-6-32	06 6791-0567

施設の風景



※お部屋は一例です。利用施設ごとに異なります。

産後ケア事業ご利用にあたって

- ・保健師が体調やご家族の状況などを把握するため、面接や訪問、電話で詳細をお伺いします。
- ・実施施設の混み具合等により、利用日をご希望に添えない場合があります。
- ・お申し込み後、利用までに数日を要しますので、余裕をもってお申込みください。
- ・産後ケア事業利用決定後にキャンセルなどの変更がある場合は速やかに実施施設にご連絡ください。
- ・実施施設までの交通費などは自己負担となります。
- ・ご兄弟のご利用は、感染防止の観点からご遠慮していただいております。



お申込み・お問い合わせ・連絡先

羽曳野市こども家庭支援課

〒583-8585

羽曳野市誉田4丁目1番1号

電話 072-947-3888

FAX 072-958-0397

